

夫婦の氏に関する最近の議論状況等について

資料5-2

令和7年2月 法務省民事局

現行法

夫婦同氏制度を採用（民法第750条）
⇒夫婦は夫又は妻の氏を称する

これまでの経緯

平成 8年 2月 法制審議会の答申

- 選択的夫婦別氏制度の採用
- 子の氏は統一

※平成8年（自民党政権）と平成22年（民主党政権）に法案を準備したが、当時の政権内にも様々な意見があり、法案提出には至らなかった。

司法の判断

- 夫婦同氏制は合憲
- この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない

平成27年12月 最高裁大法廷判決
※15名中5名の裁判官が違憲との意見

令和 3年 6月 最高裁大法廷決定
※15名中4名の裁判官が違憲との意見

第5次男女共同参画基本計画

（令和2年12月閣議決定）

婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえ、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

世論調査の結果

令和4年3月公表 世論調査

- | | |
|--|-------|
| ①夫婦同氏制度を維持 | 27.0% |
| ②夫婦同氏制度を維持した上で、
旧姓の通称使用についての法制度を設ける | 42.2% |
| ③選択的夫婦別氏制度の導入 | 28.9% |